

大阪市規則第102号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第3（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

[別表第3 別紙1]

所属名	名称	人員
[同左]		
経済戦略局スポーツ部	[同左]	[同左]
	スポーツ施設担当課長	1
	大阪マラソン担当課長	2
[同左]		

[別表第3 別紙2]

所属名	名称	人員
[略]		
経済戦略局スポーツ部	[略]	[略]
	スポーツ施設担当課長	1
[略]		